

# 熊本県国民健康保険広域化等支援基金運営要項

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、市町村の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資するため、熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成 14 年熊本県条例第 59 号。以下「条例」という。）に基づき設置された熊本県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）による資金を活用した貸付事業及び交付事業の実施並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 68 条の 2 第 1 項に規定する広域化等支援方針の作成、当該方針に定める施策の実施に必要な経費への充用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 貸付事業

(貸付対象等)

第 2 条 知事は、条例第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「市町村等」という。）のうち相当と認めるものに対し、当該各号に定める額を限度として、その範囲内の額を貸し付けることができる。

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併特例法」という。）に規定する合併市町村又は国民健康保険事業の運営の広域処理を行う一部事務組合若しくは広域連合（以下「一部事務組合等」という。） 合併又は広域処理（以下「広域化」という。）に伴う国民健康保険料又は国民健康保険税（以下「保険料等」という。）の急激な負担の増加を緩和するために必要な経費として算定した額
- (2) 国民健康保険事業の財源に不足を生じると見込まれる市町村又は一部事務組合等 見込みを上回る保険給付費の増大、保険料等の収納率の低下等に伴う国民健康保険財政の収支の不均衡を是正するために必要な経費として算定した額

(保険財政広域化支援貸付金)

第 3 条 前条第 1 号の規定により貸し付ける貸付金（以下「保険財政広域化支援貸付金」という。）は、合併市町村又は一部事務組合等のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものについて貸し付けるものとする。

- (1) 広域化の際に、合併特例法に規定する合併関係市町村又は一部事務組合等を組織する市町村（以下「構成市町村」という。）の間で保険料等の額に相当の格差があり、構成市町村において保険料等の急激な負担の増加が見込まれること。
- (2) 構成市町村の間の保険料等の急激な負担の増加を緩和するため、広域化の際に、保険給付費等に対応した賦課総額に満たない額を基礎として保険

料等の率が決定されていること、又は合併特例法若しくは国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）に基づく保険料等の不均一賦課が実施されていること。

(3) 広域化に際しての各年度において、国民健康保険財政の収支に不均衡が生じると見込まれること。

(4) 保険財政広域化支援貸付金を貸し付けることにより、当該合併市町村又は一部事務組合等の国民健康保険財政の安定的な運営と円滑な広域化に資すると認められること。

2 保険財政広域化支援貸付金の貸付限度額は、広域化の際に賦課すべき保険料等の賦課総額が広域化の以前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込額の範囲内の額とする。

（保険財政広域化支援貸付金の借入れの申込み）

第 4 条 保険財政広域化支援貸付金の貸付けを受けようとする合併市町村又は一部事務組合等は、貸付けを受けようとする日の属する年度において知事が別に定める日までに、保険財政広域化支援貸付金借入申請書（別記第 1 号様式）に、次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 保険料等平準化計画書（別記第 2 号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

（保険財政自立支援貸付金）

第 5 条 第 2 条第 2 号の規定により貸し付ける貸付金（以下「保険財政自立支援貸付金」という。）は、国民健康保険事業の財源に不足を生じると見込まれる市町村又は一部事務組合等のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる要件に該当するもの、又は第 2 号から第 4 号に掲げる要件に該当するものについて貸し付けるものとする。

(1) 見込みを上回る保険給付費の増大、保険料等の収納率低下等に伴い、年度途中において国民健康保険財政の収支に不均衡が生じると見込まれること。

(2) 被保険者の大幅な所得の減少、保険給付費の増大等に伴い、翌年度において保険料等の率の急激な引き上げが必要と見込まれること。

(3) 翌年度以降において、保険料等の率の引上げ又は保険料等の収納率の向上等のための措置が講じられ、かつ、それらの措置により国民健康保険財政の収支の改善が図られると見込まれること。

(4) 保険財政自立支援貸付金を貸し付けることにより、当該市町村又は一部事務組合等の国民健康保険財政の健全化に資すると認められること。

2 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる要件に該当する市町村又は一部事務組合等に対して貸し付ける保険財政自立支援貸付金の貸付限度額は、当該年度の財源不足見込額の 4 分の 3 の範囲内の額とする。

3 第 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる要件に該当する市町村又は一部事務組合等に対して貸し付ける保険財政自立支援貸付金の貸付限度額は、翌年度において賦課すべき保険料等の賦課総額から当該年度の保険料等の率を維持した場合の翌年度の保険料等の収納見込額を控除した額の 2 分の 1 の範囲内の額とする。

(保険財政自立支援貸付金の借入れの申込み)

第6条 保険財政自立支援貸付金の貸付けを受けようとする市町村又は一部事務組合等は、貸付けを受けようとする日の属する年度において知事が別に定める日まで、保険財政自立支援貸付金借入申請書(別記第3号様式)に、次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 財政安定化計画書(別記第4号様式)

(2) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第7条 知事は、第4条又は前条の規定により提出された借入申請書等を審査し、貸付けを適当と認めたときは、予算の範囲内で貸付金の貸付けを決定し、貸付決定通知書(別記第5号様式)により速やかに当該市町村等に通知するものとする。

(貸付金の貸付け)

第8条 前条の規定による貸付決定通知を受けた市町村等は、貸付金の貸付けを受けようとするときは、請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。

3 貸付金の貸付けを受けた市町村等は、直ちに借用証書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(償還等)

第9条 貸付金には、利息を付さない。

2 貸付金の償還は、貸付けを決定した日の属する年度の翌々年度以降5箇年度において行うものとする。

3 各年度の償還金の額は、原則として借入総額を5で除して得た額とする。

4 市町村等は、各年度の償還金を当該年度の12月末日までに納付しなければならない。

5 市町村等は、各年度の償還金を前項の償還時期までに納付しなかったときは、その遅延日数に応じ、未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(償還期限等の延長)

第10条 貸付金の貸付けを受けた市町村等は、災害その他の特別の事情がある場合において、前条に規定する償還期限又は各年度の償還時期の延長を求めることができる。

2 市町村等は、前項の規定による償還期限又は各年度の償還時期の延長を求めるときは、償還期限等の20日前までに償還期限等延長申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その可否及び償還期限等を決定し、当該市町村等に通知するものとする。

(繰上償還)

第11条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村等が知事の定める貸付けの

条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- 2 貸付金の貸付けを受けた市町村等は、第9条第1項の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- 3 市町村等は、前項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに繰上償還通知書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。  
（借入台帳の整備）

第12条 貸付金の貸付けを受けた市町村等は、国民健康保険広域化等支援貸付金借入台帳（別記第10号様式）を整備しなければならない。

### 第3章 交付事業

（保険財政広域化支援交付金）

第13条 知事は、条例第1条の目的を達成するため、合併市町村又は一部事務組合等のうち適当と認めるものに対し、国民健康保険事業の運営の広域化のために必要な経費として算定した額を限度として、その範囲内の額を交付するものとする。

- 2 前項の規定により交付する交付金（以下「保険財政広域化支援交付金」という。）の交付対象事業は、広域化に伴い実施する電子計算機による情報処理システムの整備又は国民健康保険の広報啓発その他事業とし、交付額は、当該事業に充てるために必要と認められる経費の全部又は一部とする。
- 3 保険財政広域化支援交付金の財源は、基金の運用から生じた収益をもって充てる。

（交付申請）

第14条 保険財政広域化支援交付金の交付を受けようとする合併市町村又は一部事務組合等は、交付を受けようとする日の属する年度において知事が別に定める日までに保険財政広域化支援交付金交付申請書（別記第11号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 交付金所要額計算書（別記第12号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（交付決定等）

第15条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査し、交付を適当と認めるときは、予算の範囲内で交付金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第13号様式）により速やかに当該市町村等に通知するものとする。

（交付金の交付）

第16条 前条の規定による交付決定通知を受けた市町村等は、交付金の交付を受けようとするときは、請求書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第 17 条 交付金の交付を受けた市町村等は、当該年度の交付対象事業が完了したときは、完了した日から起算して 30 日を経過した日までに事業実績報告書(別記第 15 号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書(別記第 16 号様式)
- (2) 契約書の写し又は支出を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第 18 条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正であると認めるときは、交付対象事業に係る実支出額の合計額と交付決定額のいずれか少ない額をもって、交付すべき交付金の額を確定し、交付額確定通知書(別記第 17 号様式)により当該市町村等に通知するものとする。

#### 第 4 章 支援方針に定める施策の実施に必要な経費への充用

(支援方針に定める施策の実施に必要な経費への充用)

第 19 条 知事は、条例第 1 条の目的を達成するため、国民健康保険法第 68 条の 2 第 1 項に規定する広域化等支援方針の作成及び当該支援方針に定める施策の実施に必要な経費に、基金を充てることができる。

2 前項の規定により基金を充てることができる額は、第 2 章に規定する貸付事業及び第 3 章に規定する交付事業の実施に支障がないと認められる範囲内とし、予算の定めるところによる。

#### 第 5 章 雑 則

(貸付金又は交付金の減額等)

第 20 条 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受ける市町村等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村等に対する貸付金又は交付金の額を減少し、又は貸付け若しくは交付を行わないことができる。

- (1) 貸付金又は交付金の額が不当に過大に見込まれていると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、貸付け又は交付を受けたとき。
- (3) この要項に規定する貸付け又は交付に係る手続きを怠ったとき。
- (4) その他知事が必要と認めるとき。

2 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村等に対する貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させ、又は交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 前項第 1 号から第 3 号に該当することが判明したとき。
- (2) 貸付金又は交付金を目的以外に使用したとき

(3) その他知事が必要と認めるとき。

(報告及び調査)

第 21 条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村等に対し、貸付金又は交付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することが出来るものとする。

(補 則)

第 22 条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成 15 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 23 年 3 月 23 日から施行する。